

いすみ市公告

地上デジタル放送無線共聴施設更新工事の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 5 年 5 月 18 日

いすみ市長 太 田 洋

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 地上デジタル放送無線共聴施設更新工事
- (2) 工事箇所 いすみ市全域
- (3) 工事期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）
- (4) 工事の概要

ア 目的

老朽化した設備の更新を目的とし、関連するシステム整備のための更新工事

イ 対象施設

第 1～第 5 受信点、送信点 168 ヶ所

ウ 工事内容

①製作

- (1) 機器の製作
- (2) 関連法令に基づく申請書（電波法に基づく無線局変更申請、免許受領等を含む）の作成及び手続き業務一式
- (3) 各放送事業者との連絡調整網の構築

②工事

(1) 受信点設備の更新

- 第 1 受信点 1 ヶ所
- 第 2 受信点 1 ヶ所
- 第 3 受信点 1 ヶ所
- 第 4 受信点 1 ヶ所
- 第 5 受信点 1 ヶ所

(2) 送信設備の更新

- 送信点 168 ヶ所

- (5) 予定価格 424,050,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 最低制限価格 本工事の最低制限価格は、予定価格の 80%とする。
- (7) 入札の方法 ちば電子調達システムによる電子入札の方法で執行する。
- (8) その他

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令和 4・5 年度いすみ市建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、電気通信工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- (2) 建設業法による電気通信工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が公告日時点で 950 点以上である者。
- (3) 千葉県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た支店又は営業所等がある者。
- (4) 1 級陸上無線技術士の資格を有し、営業所の選任技術者以外の者で現場に選任できる監理技術者を配置できる者。
- (5) 過去 15 年以内に電気通信工事で 2 億円以上の施工実績がある者。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者。

ア 公告の日から契約締結の日までの間にいすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名参加停止等の措置を受けている期間がある者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。

3 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出

- ア 期間 令和5年5月31日(水)午前9時から
令和5年6月2日(金)午後3時まで
- イ 申請方法 ちば電子調達システム「電子入札システム」により申請すること。
- ウ 提出書類
- ①競争参加資格確認申請書(「電子入札システム」により作成)
 - ②一般競争入札参加資格確認申請書(入札情報サービスよりダウンロード)
 - ③専任配置予定技術者の従事工事等の状況(入札情報サービスよりダウンロード)
 - ④証明資料(上記②の申請書を参照のこと)

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年6月9日(金)午後3時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和5年6月15日(木)までに、財政課長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、令和5年6月19日(月)までに、メールまたはファックスにより回答する。

4 設計図書等の閲覧及び質疑

本工事に係る契約書案、設計書、図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を次のとおり公表する。

(1) 設計図書等は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」にて下記の期間にて公表する。

閲覧期間 令和5年5月18日(木)から
令和5年7月5日(水)午後3時まで

(2) 設計図書等の紙での配布は行わない。

(3) 設計図書等に対する質疑

設計図書等に対する質疑がある場合は、質疑書をメールにて提出すること。(書式は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」より、質疑書をダウンロードして使用すること)
なお、質疑書送信のうへは、電話にて受信の確認をするものとする。

ア 質疑期間 令和5年6月12日(月)午前9時から
令和5年6月21日(水)午後3時まで

イ 提出先 いすみ市役所財政課契約管理班 keiyaku@city.isumi.lg.jp
質疑に対する回答は、令和5年6月28日(水)までに、メール及び入札情報サービスに掲載する。

5 入札の期間及び入札書の提出方法

- (1) 入札期間 令和5年6月29日(木)午前8時30分から
令和5年7月5日(水)午後3時00分まで
- (2) 入札方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。
- (3) 提出書類 ①入札書(「電子入札システム」により作成のこと)
②工事費内訳書(「電子入札システム」により添付のこと)
※工事費内訳書は、ちば電子調達システム「入札情報サービス」よりダウンロードすること。
- (4) やむを得ない事情で電子入札が出来ない場合は、その旨を財政課に連絡し、入札締切日の午後3時までに紙による入札書及び工事費内訳書をいすみ市役所財政課まで提出するものとする。

6 開札場所・日時

- (1) 場所 いすみ市役所大原庁舎2階財政課 ちば電子調達システム「電子入札システム」
- (2) 日時 令和5年7月6日(木)午前9時から
- (3) 立会人 入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いができるものとする。

7 入札保証金

入札保証金は、免除します。ただし、いすみ市財務規則(平成17年いすみ市規則第43号)第127条第2項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとします。

8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格確認結果通知を受けた後、入札を希望しなくなった場合には、入札締切日時までに、ちば電子調達システム「電子入札システム」により入札辞退届を提出するものとする。
- (2) 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 予定価格事前公表案件のため、予定価格以内の入札をした者が無い時は、再度の入札は行わず取止めるものとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決

定する。

- (5) 入札参加者が連合または、不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、または、本市の都合により入札を延期、中止若しくは取止める場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (6) ちば電子調達システム「電子入札システム」の障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

10 入札の執行

入札資格者が1人の場合及び辞退等により入札参加者が1人の場合でも、原則として入札を執行する。

11 入札の無効

下記のいずれかに該当する場合には、その入札は無効とする。

- (1) 本公告に示している必要な資格を有しない入札参加者の入札、または必要事項を欠く入札
- (2) 競争参加資格確認申請書又は一般競争入札参加申請書に、虚偽の記載をした者の入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 入札書と工事費内訳書の記載金額が一致しない場合及び工事費内訳書の添付がない入札
- (6) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 入札参加資格確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

12 落札者の決定方法

いすみ市財務規則第124条の規定により作成された予定価格以下で、しかも最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に仮契約を締結しなければならない。

当該仮契約は、市議会の可決があったとき、本契約として効力を生ずる。

議会の可決が得られない時は、契約は無効とする。

14 前金払及び中間前金払

前金払及び中間前金払については、本市の公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領に基づく。

1.5 部分払い

工事期間中2回を限度に請求することができる。

1.6 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

1.7 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、公表、また無断で使用することはしない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、入札約款及び契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 入札を公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、入札を延期し、または取り止めることがある。この場合において、入札参加資格を有する者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本工事に係る下請工事等を発注する場合は、いすみ市内に本店又は支店若しくは営業所等がある者を優先して活用するよう努めること。
- (8) その他入札に関することについては、地方自治法施行令、いすみ市電子入札約款、いすみ市電子調達システム運用基準、いすみ市の規則、要綱等による。

1.8 問い合わせ先

いすみ市役所財政課契約管理班

電話 0470 (62) 1216

F A X 0470 (63) 1252

Mail keiyaku@city.isumi.lg.jp

H P <https://www.city.isumi.lg.jp/>